

下水道工事店新規指定に関する書類について

手続きに必要な書類は下記のとおりです。各書類の大きさはなるべくA4版に揃えて下さい。

申請受付は随時行い、内容審査終了後に指定することとなります。

なお、指定工事店証交付時に手数料として1万円のお支払いが必要となりますのでご準備をお願いいたします。

記

□ 1 個人の場合は、代表者の住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

※ 代表者のものを提出してください。

申請日3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

□ 2 法人の場合は、履歴事項全部証明書、定款の写し・・・・・・・・・・各1部

※ 証明書は申請日3ヶ月以内に発行されたものです。

※ 定款の写しは最新内容のものに「原本証明」したものを提出してください。

□ 3 申述書(第3条第1項第4号に該当しない誓約)・・・・・・・・・・ 1通

※ アからオまで(法人にあっては、ウ、オ及びカ)のいずれかに該当しないものであることを誓約する書類。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 県協会内の市町村等の規程に基づいて排水設備工事責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 県協会内の市町村等の規程に基づいて下水道工事に係る指定工事店又はそれに相当する事業者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人でその役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

□ 4 案内図、配置図及び写真(外観、内観及び資材置場)・・・・・・・・・・ 1通

※ 案内図：1/100, 000及び1/3, 000程度のもの

※ 配置図：道路、敷地及び建物の関係を示し、敷地内に建物をどのように配置しているかを表したもの

※ 写真：事務所外観(社名看板を入れる)、事務所の内部(応接セット他)、倉庫、車庫、資材置場。

デジタル写真でも可。ただし、画像が鮮明なものでの提出をお願いします。

(注) 資材置場については、申請者が所有等している全てについて提出してください。

裏面に続く

□ 5 排水設備工事責任技術者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

※ 排水設備工事責任技術者証の写しを添付してください。

□ 6 車両・重機・工具及び器具一覧表とその写真・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

※ 器具一覧表の機材等と写真は当方が確認しやすい順番に配列すること。

※ 以下の機械器具の写真を添付すること。

確認欄	機械器具
<input type="checkbox"/>	(1) 切断用器具 (パイプカッター等)
<input type="checkbox"/>	(2) 掘削器具 (スコップ等)
<input type="checkbox"/>	(3) 締固器具 (ランマー等)
<input type="checkbox"/>	(4) 測量機器 (レベル等)
<input type="checkbox"/>	(5) 運搬機械 (トラック等)

□ 7 その他市長が必要と認める書類

他市町村の下水道指定工事店証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～5枚

※ 3. 5. 6の様式の申請者氏名欄は「会社名」と「代表者名」を記入して下さい。

様式第1号(第4条関係)

<p>指定下水道工事店指定申請書</p>		
<p>東松山市上下水道事業 東松山市長</p>		<p>年 月 日</p>
<p>宛て</p>		
<p>東松山市指定下水道工事店としての指定を受けたいので、東松山市指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者等に関する規程第4条の規定により申請します。</p>		
<p>記</p>		
<p>申 請 者</p>	ふりがな	
	工事店名	
	ふりがな	
	代表者氏名	
	事業所の所在地	〒
	連絡先	電話番号 FAX番号 e-mail
<p>添 付 書 類</p>	<p>(1) 個人の場合は、発行日から3月以内の住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し (2) 法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書及び定款の写し (3) 申述書 (4) 事業所等の案内図、配置図及び写真(外観及び内観) (5) 選任された責任技術者の名簿及び責任技術者証の写し並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類 (6) 排水設備等の工事の施行に必要な機械器具一覧表及び写真 (7) その他管理者が必要と認める書類</p>	

(第3条関係)

申 述 書

東松山市指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者等に関する規程第3条第1項第4号に規定する

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 県協会内の市町村等の規程に基づいて排水設備工事責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ウ 県協会内の市町村等の規程に基づいて下水道工事に係る指定工事店又はそれに相当する事業者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者
- エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人でその役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

私は、上記のいずれにも該当しないことを、申述します。

年 月 日

住 所

氏 名

